

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

対馬市は、国民健康保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

対馬市長

## 公表日

令和5年4月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑦証明書等の証明書の発行 ⑧口座登録 ⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑩督促状の発送 ⑪地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 ⑬オンライン資格確認に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国保連合会システム、収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル、被保険者台帳情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16、30 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番42、43、44、45 番号利用法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	対馬市 保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月22日	I-1-② 事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等へ的一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑦証明書等の証明書の発行 ⑧口座登録 ⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑩督促状の発送 ⑪地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等へ的一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑦証明書等の証明書の発行 ⑧口座登録 ⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑩督促状の発送 ⑪地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 ⑬オンライン資格確認に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和3年1月22日	I-1-③ システムの名称	国民健康保険システム、国保連合会システム、収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国保連合会システム、収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和3年1月22日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16、30	番号法第9条第1項、別表第一項番16、30 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月22日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44、45	番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44、45 番号利用法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年1月22日	II-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年11月30日 時点	事後	
令和3年1月22日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年11月30日 時点	事後	
令和3年9月24日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44、45 番号利用法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号、別表第二項番42、43、44、45 番号利用法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年4月28日	I-7 請求先	対馬市 総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和4年4月28日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年11月30日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月28日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年11月30日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月5日	I-5-① 部署	福祉保険部 保険課	保健部 健康増進課	事後	
令和5年4月5日	I-5-② 所属長の役職名	保険課長	健康増進課長	事後	
令和5年4月5日	I-7 請求先	対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和5年4月5日	I-8 連絡先	対馬市 福祉保険部 保険課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1118	対馬市 保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116	事後	
令和5年4月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	